

令和元（2019）年度版

[平成30（2018）年度実績]

総合精神保健福祉センター所報

第 43 号

広島県立総合精神保健福祉センター

(パレアモア広島)

「パレアモア広島」は、昭和62（1987）年に
現在地（安芸郡坂町）に移転したときにつけられた
愛称です。

パレアモア（parlez à moi）とは、
フランス語で「私に話しかけてください」という
意味です。

はじめに

平成 30 年度の実績が所報としてまとめましたのでお届けします。関係各位の忌憚のないご意見をお待ちしております。

自殺対策では、自殺者は減少傾向にあるものの、依然、深刻な状況が続いております。平成 28 年度から健康対策課と連携して自殺対策推進センター事業を行っていますが、平成 29 年度に「自殺総合対策大綱」が改定され、県や市町の体制整備が必要です。当センターでは情報収集・相談支援・連絡調整・人材育成・未遂者及び自死遺族支援の充実に努めております。

薬物依存症に対しては当センターを含め 3 カ所の相談窓口を設けておりますが、相談数は増加の一途を辿っています。広島県版回復プログラム HIMARPP の普及を通じ、地域の支援の充実に努めております。また、ギャンブル等依存に関しても、年々相談は増えており、平成 30 年度には家族教室を試行しました。

当センターのひきこもり支援は、家族・本人双方に一体的に行っております。長期化することも多く、疲弊する家族も多いため、他の家族との交流を図りながら、家族間のコミュニケーション力を高め関係性を改善させる目的でひきこもり家族支援グループ「あしたの会」を行っております。また、ひきこもり等の問題を予防する目的の思春期の子どもの親への家族心理教育プログラム「ピュベル」を継続試行し、地域還元・支援者の育成に努めております。

デイケア部門におきましては、2 つのコースを運営しております。平成 29 年 4 月からうつ病デイケアをリカバリーコースに改変し、うつ状態に加え社会不安症の人に対象者を拡充し、30 歳代以上のひきこもりの方に利用いただけるようになりました。青年期コースでは疾患名を問わず、概ね 30 歳までの方を対象に、対人関係の持ち方や集団への適応を改善する取り組みを中心に行っております。両コースとも「専門的なプログラム」と「安心できる居場所」を車の両輪として運営し、その中から得られた知見を地域に発信してまいります。

平成 30 年 7 月の西日本豪雨では、本県においても甚大な被害が発生し、多くの方が被災されました。直後より、全国各地から多くの支援をいただき、深く感謝申し上げます。この災害時の精神医療保健活動に関して、7 月 7 日から 8 月 31 日の間、広島 DPAT（災害派遣精神医療チーム）調整本部を広島県庁内に立ち上げ運営にあたりました。その後は被災者を支援される方々への研修・地域支援を実施する傍ら、9 月にセンター内に設置された「広島こころのケアチーム」と連携して、被災者の方々に寄り添った支援に努めております。

当センターが地域の精神保健福祉の総合的技術センターとしての仕事を行えますのも、皆様のご指導とご協力の賜物と思っております。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

令和元(2019)年12月

広島県立総合精神保健福祉センター

所長 佐伯 真由美

目 次

I	組織の概要	1
1	沿 革	2
2	組 織	3
3	施 設	4
4	決算状況	6
II	業務実績	9
第1章	技術指導・技術援助	10
1	保健所・市町	10
2	関係機関・その他	11
3	平成30年7月豪雨災害における対応	13
第2章	教育研修	16
1	教育研修	16
2	実習指導	18
第3章	普及啓発	18
1	パレアモア広島ホームページ	18
2	自殺・うつ病対策情報サイト	18
第4章	調査研究	19
第5章	相談指導	20
1	当センターの相談指導のながれ	20
2	面接相談	20
3	電話相談	21
4	こころの健康づくり相談事業	22
第6章	精神医療審査会・自立支援医療受給者証（精神通院） 及び精神障害者保健福祉手帳	23
1	精神医療審査会	23
2	自立支援医療受給者証（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳	24
第7章	自殺対策事業	25
1	相談事業	25
2	自死遺族支援	25
3	自殺対策推進センター事業	26
第8章	思春期精神保健事業（ひきこもり対策事業等）	27
1	相談事業	27
2	家族教室	27

第9章 地域依存症対策事業	28
1 相談事業	28
2 薬物依存症対策	28
3 ギャンブル依存症対策	29
4 その他	29
第10章 デイケア	30
総括	30
1 デイケア	30
2 家族教室	34
3 OB会	34

【本書で用いた略語の説明】ABC順

FAD (Family Assessment Device)	家族機能評価尺度
GHQ (General Health Questionnaires)	一般健康調査票
ICD-10 国際疾病分類第10回改訂版	
OT (Occupational Therapist)	作業療法士
PT (Physical Therapist)	理学療法士
PTSD (Post-Traumatic Stress Disorder)	心的外傷後ストレス障害
SST (Social Skills Training)	社会生活技能訓練
WU (Warming up) グループ	ウォーミングアップグループ

I 組織の概要

- 1 沿革
- 2 組織
- 3 施設
- 4 決算状況

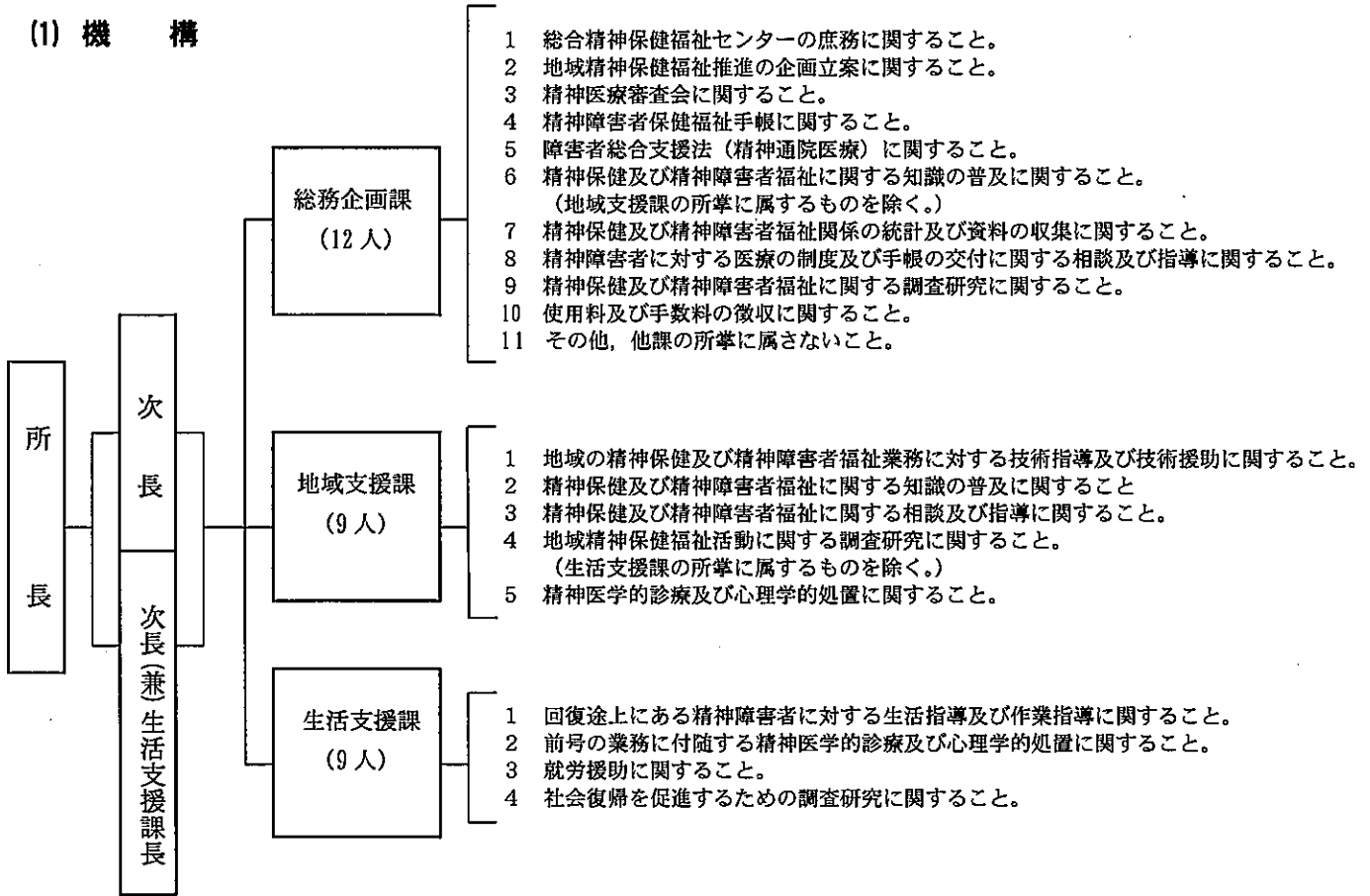
1 沿 革

昭和 27 (1952) 年	広島県精神衛生相談所設置条例公布 広島県立尾道精神衛生相談所を尾道保健所に併設
昭和 37 (1962) 年	広島市宝町に移転，広島県立精神衛生相談所と改称
昭和 39 (1964) 年	広島市宇品町の県立広島病院内に移転
昭和 47 (1972) 年 3 月	広島県立精神衛生センター設置及び管理条例公布 (広島県立精神衛生相談所設置条例廃止)
昭和 47 (1972) 年 4 月	広島県立精神衛生センターを県立広島病院内に設置 (2 課制)
昭和 60 (1985) 年 10 月	県立広島病院改築に伴い，事務室，診察室等 1 階部分を移転
昭和 62 (1987) 年 3 月	広島県立総合精神衛生センター設置及び管理条例公布
昭和 62 (1987) 年 8 月	広島県立総合精神衛生センターを安芸郡坂町に開設 (3 課制)
昭和 63 (1988) 年 3 月	広島県立総合精神保健センターに改称
平成 7 (1995) 年 7 月	広島県立総合精神保健福祉センターに改称
平成 11 (1999) 年 3 月	情報研修棟を増設
平成 14 (2002) 年 4 月	精神医療審査会事務，精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担事務を開始
平成 18 (2006) 年 4 月	障害者自立支援法全面施行に伴い，精神通院医療費公費負担が障害者自立支援法による自立支援医療費 (精神通院) に移行
平成 30 (2018) 年 9 月	こころのケアチームを設置 (広島県が一般社団法人広島県精神保健福祉協会へ委託して実施)

2 組 織

平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在

(1) 機 構



※各課の人員には、常勤的非常勤職員を含む。

(2) 職種別職員数

単位：人

職 種 区 分	医 師	臨 床 心 理 技 術 者	保 健 師	看 護 師	作 業 療 法 士	事 務 職 員	デイ ケ ア 嘱 託 ス タ ッ プ	自 殺 対 策 嘱 託 員	デ イ ア 講 師	精 神 科 医 師 (再 掲)	精 神 保 健 福 祉 士 (再 掲)	計
職 員 〔 常 勤 〕	3	2	6	—	1	9	—	—	—	(3)	(3)	21
非 常 勤 職 員	3	(3)	(3)	—	—	5	5	1	9	(3)	(2)	23
計	6	2	6	—	1	14	5	1	9	(6)	(5)	44

※ () 内は再掲

3 施 設

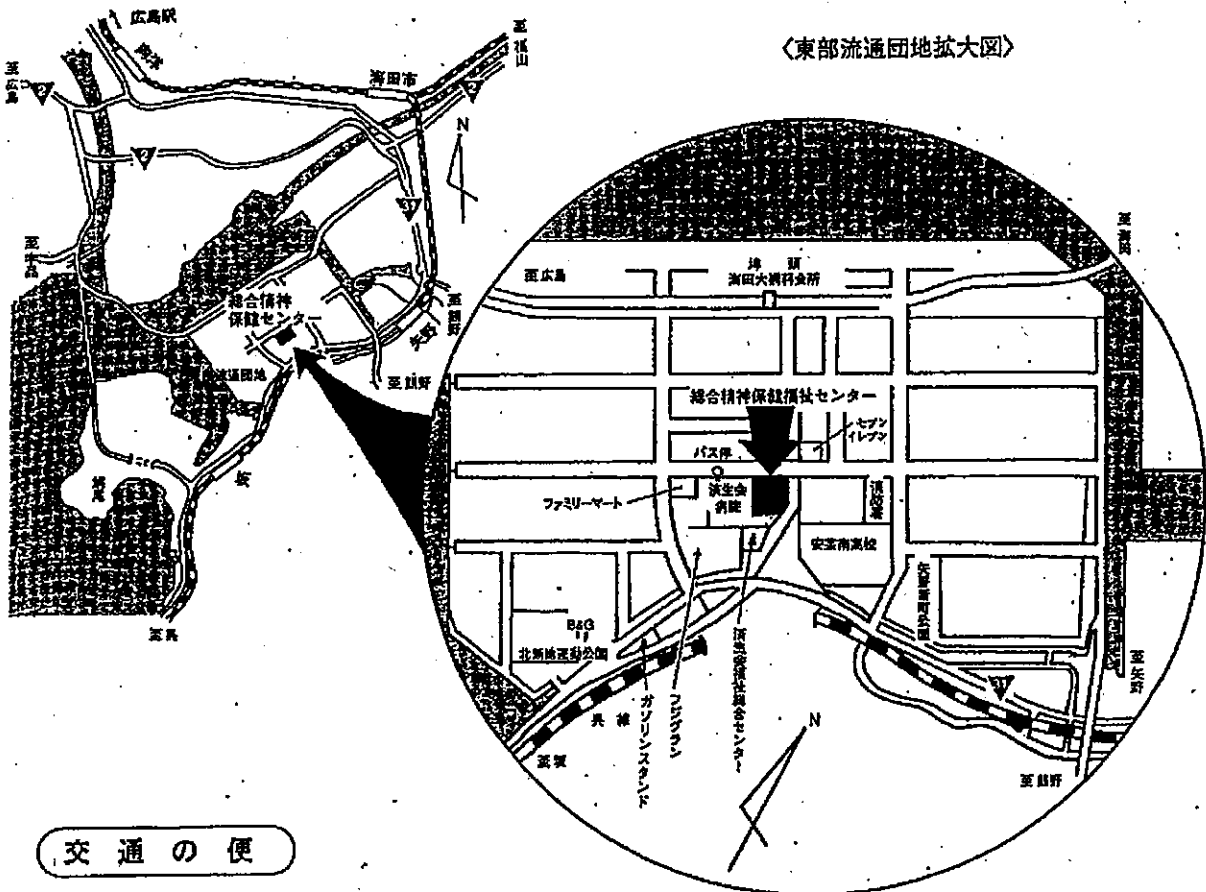
(1) 場 所 広島県安芸郡坂町北新地二丁目3番77号

(2) 敷地面積 6,600.91㎡

(3) 建 物

種 別	構 造	建築面積 (単位：㎡)	床 面 積 (単位：㎡)		
			1 階	2 階	計
管 理 棟	鉄筋コンクリート造 2 階 建	1,120.35	947.09	790.26	1,737.35
情報研修棟	鉄筋コンクリート造 2 階 建	291.00	274.16	275.27	549.43
渡 廊 下	鉄筋コンクリート造 ス レ ー ト 葺	28.08	57.56	—	57.56
車 庫	鉄 骨 造 平 屋	60.32	49.92	—	49.92
計		1,499.75	1,328.73	1,065.53	2,394.26

【位置及び交通】

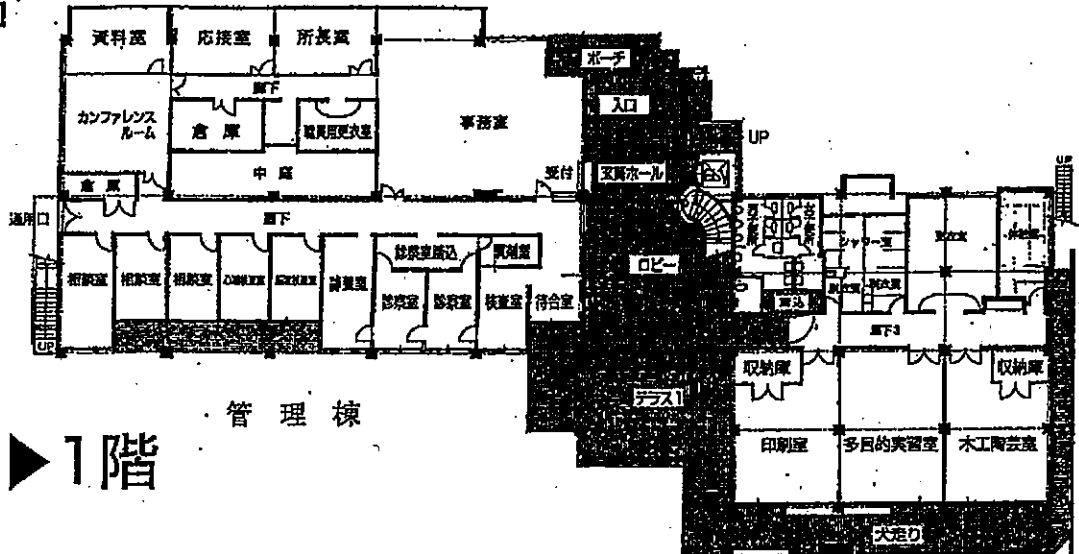


交 通 の 便

- JR呉線 矢野駅下車，徒歩 20 分
- 芸陽バス JR海田市駅から安芸南線「フジグラン安芸」行「済生会広島病院」バス停下車
- 坂町循環バス JR坂駅前から「済生会広島病院前」バス停下車
- デイケア用送迎バス

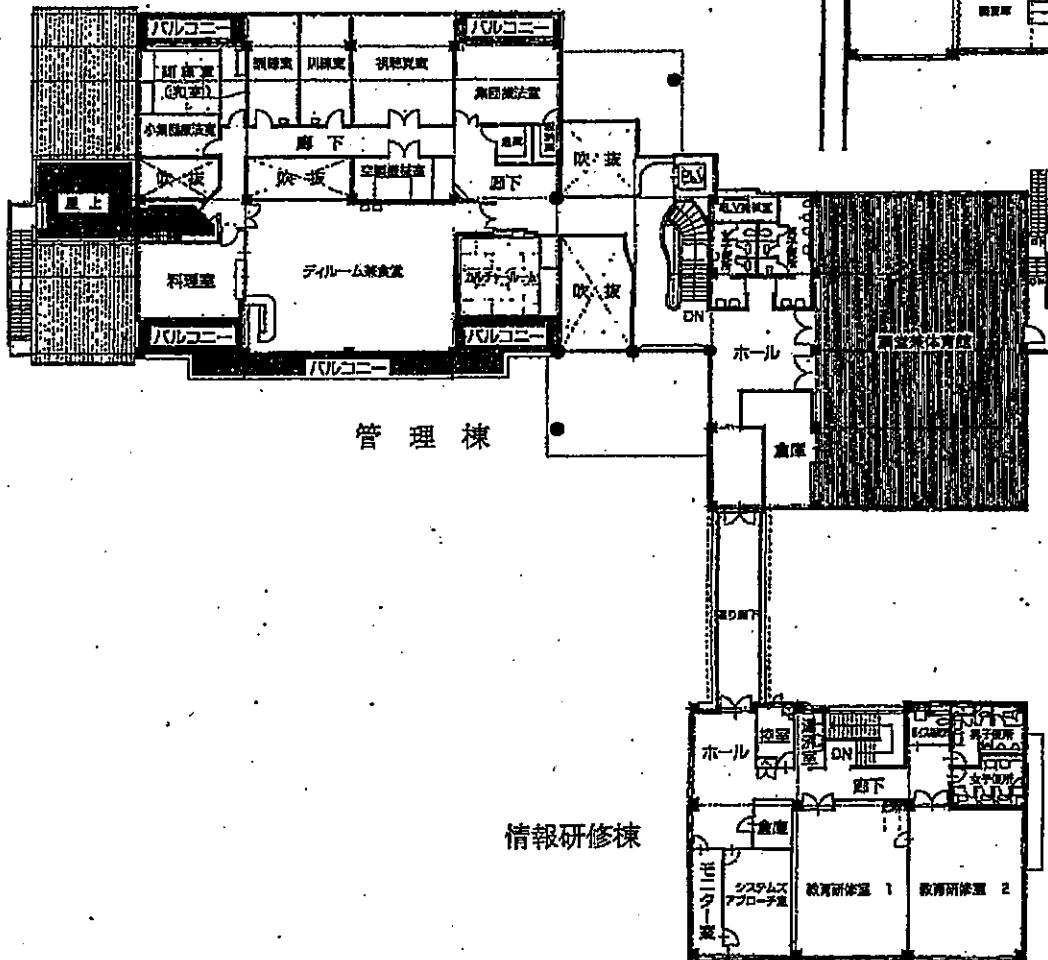


【建物平面図】



▶ 1階

▼ 2階



4 決算状況

平成 30 (2018) 年度

(1) 歳入

単位：円

科 目 (款 項 目 節)	決 算 額	摘 要
使 用 料 及 び 手 数 料	18,822,156	
使 用 料	18,822,156	
衛 生 使 用 料	18,822,156	
総合精神保健福祉センター使用料	18,820,756	診療収入, デイケア収入
衛 生 総 務 手 数 料	1,400	
財 産 収 入	0	
諸 収 入	56,634	
保 険 料	0	
戻 入 金 及 び 返 還 金	0	
雑 収	56,634	行政財産使用必要経費等
計	18,878,790	

※ 国庫補助金は未計上

平成 30 (2018) 年度

(2) 歳 出

単位：円

科 目 (款 項 目 節)	決 算 額	摘 要
衛 生 費		
公 衆 衛 生 費	36,300,184	
精 神 保 健 費	36,300,184	
報 酬	2,657,250	審査会委員, 判定医, 診療医等
共 済 費	0	
報 償 費	11,646,900	審査会報告書料, 講師謝金等
旅 費	2,506,248	
需 用 費	6,698,567	光熱水費, デイケア教材等
役 務 費	2,216,385	郵送料, 電話使用料等
委 託 料	8,329,638	庁舎管理業務等
使 用 料 及 び 賃 借 料	1,743,096	精神保健福祉システム等
備 品 購 入 費	296,500	
負 担 金, 補 助 及 び 交 付 金	171,400	
公 課 費	34,200	
原 爆 等 障 害 対 策 費	0	
旅 費	0	
需 用 費	0	
保 健 所 費	0	
保 健 所 費	0	
旅 費	0	
役 務 費	0	
医 薬 費	1,515,810	
薬 務 費	1,515,810	
報 酬	162,840	
報 償 費	314,800	
旅 費	833,185	
需 用 費	125,695	
役 務 費	26,000	
委 託 料		
使 用 料 及 び 賃 借 料	53,290	
総 務 費	910	
一 般 管 理 費 (保 留 分) 事 業	910	
報 酬	0	
共 済 費	0	
旅 費	910	
計	37,816,904	

※ 職員給与費は除く

II 業務実績

第1章 技術指導・技術援助

第2章 教育研修

第3章 普及啓発

第4章 調査研究

第5章 相談指導

第6章 精神医療審査会
自立支援医療受給者証（精神通院）
及び精神障害者保健福祉手帳

第7章 自殺対策事業

第8章 思春期精神保健事業
(ひきこもり対策事業等)

第9章 地域依存症対策事業

第10章 デイケア

第1章 技術指導・技術援助

地域における精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉にかかる専門機関として保健所及び市町をはじめ関係機関に対して技術支援及び技術援助を実施した。

また、保健所及び市町へ対する一貫した技術支援を行うため、定期的に保健所を訪問し、地域ニーズに沿った支援や企画等について情報提供や助言を実施した。

(平成30年度)

対 象	内 容	実施回数	延参加者
保健所（管内市町）	研修会，事業・事例検討，病状審査など	53	505
司法・警察・更生保護	集団指導，研修会など	25	165
教 育 機 関	研修会	2	88
そ の 他 の 機 関	研修会，事業検討など	28	1,758
計		108	2,516

1 保健所・市町

(平成30年度)

	研修会		事業検討		病状審査		集団指導		事例検討		その他		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
西部保健所	1	35	1	7	1	5	1	9	2	15	0	0	6	71
西部保健所 広島支所	14	121	3	26	1	5	0	0	2	11	0	0	20	163
西部保健所 呉支所	2	60	1	1	3	10	0	0	0	0	0	0	6	71
西部東保健所	1	28	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	31
東部保健所	0	0	2	4	0	0	0	0	2	24	0	0	4	28
東部保健所 福山支所	1	1	1	2	1	8	0	0	0	0	1	8	4	19
北部保健所	2	47	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	4	54
呉市保健所	1	17	1	5	0	0	0	0	1	17	0	0	3	39
福山市保健所	0	0	1	2	0	0	0	0	3	27	0	0	4	29
広島市保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	22	309	13	57	6	28	1	9	10	94	1	8	53	505

※保健所の管内市町分は、保健所を含めて記載。

2 関係機関・その他

(平成 30 年度)

区分	機関名	内 容	延人数	
司法・警察等	広島保護観察所 福山駐在官事務所	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム 実施施設支援	1	
	高松保護観察所	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム 実施施設支援	50	
	貴船原少女苑	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム 実施施設支援（11回）	15	
	広島少年院	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム 実施施設支援	1	
	広島弁護士会	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム 実施施設支援	30	
	広島県警察	警察学校講義	18	
	広島法務局	法務局人権擁護委員研修	33	
その他	肥前精神医療センター	アルコール早期介入地域モデル作成研究に関する事業（3回）	96	
	ウィズ広島	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム 実施施設支援（8回）	17	
	日本精神神経科診療所協会	日本精神神経科診療所協会研修会	40	
	中国四国精神神経学会	中国・四国精神神経学会緊急シンポジウム	75	
	広島県精神保健福祉協会	広島県精神保健福祉協会総会・理事会・特別講演	127	
	広島県精神保健福祉協会	平成 30 年度広島県児童思春期精神保健事例検討 ワークショップ	110	
	広島県消防学校	消防職員初任教育（2回）	142	
	広島県社会福祉協議会	平成 30 年度福祉サービス利用援助事業「かけはし」 生活支援員等スキルアップ研修（4回）	146	
	広島障害者職業センター他	リワークフォーラム広島 2018	100	
	広島障害者職業能力開発校	広島障害者職業能力開発校入校試験（3回）	16	
	社会援護課	生活保護新任地区担当員研修会	71	
	日本赤十字社広島県支部	日赤こころのケア指導者研修会	21	
	日本精神神経学会	西日本豪雨災害こころのケアフォーラム	180	
	鳥取県障がい福祉課	DPAT研修会	50	
	こころのケアチーム	災害関係研修会	32	
	健康福祉総務課	豪雨災害保健医療活動検証会	266	
	健康対策課	豪雨災害関係	広島 DPAT 活動報告・検証会	105
			平成 30 年 7 月豪雨災害後のこころのケア会議	59
			DPAT研修会	105
			暮らしとこころの相談会	2
	東京都議会厚生委員会視察対応	15		

〈参考〉 審議会等

(平成 30 年度)

対 象	対応職員	件数	参加延人数
審議会・委員会等	センター所長, 医師, 次長, 担当課長 等	41	896

※ 当センター業務である「精神医療審査会」と「精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費（精神通院）審査会」は含まない。

3 平成 30 年 7 月豪雨災害における対応

7月6日から8日にかけて、広島県の他、福岡県、佐賀県、長崎県、岡山県、鳥取県、兵庫県、京都府、岐阜県、高知県、愛媛県で「大雨特別警報」が発令された。特に岡山県、広島県、愛媛県で大規模な河川氾濫や土砂災害が発生した。

県内では、7月3日から8日の6日間で、7月の過去の最大月間降水量を超える雨量を記録し、県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨となった。大雨特別警報が7月6日19時40分に発令され、人的被害は、死亡143(34)名、行方不明5名、重傷67名、軽傷80名、計295名に及んだ。(死亡の()は災害関連死として認定された人数。内数。)

また、家屋被害は、全壊1,029棟、半壊2,888棟、一部損壊1,898棟、床上浸水2,926棟、床下浸水5,009棟、計13,750棟と甚大な被害となり、災害救助法適用市町は県内23市町のうち15市町となった。(広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、呉市、江田島市、東広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市)

(※人的被害は令和元年11月20日現在 危機管理課資料参照、家屋被害状況は、平成30年8月13日現在 県災害対策本部資料参照。)

当センターは坂町に所在しているが、建物やライフラインに被害はなかった。しかし、土砂災害による道路交通網の寸断やJR呉線が不通となり、通勤困難者が多数発生した。

(1) 被災者の心のケア (DPAT;災害派遣精神医療チーム)

ア) 実施期間 ; 7月7日～8月31日

イ) 実施内容 ;

所長は、DPAT調整本部統括として県庁へ登庁(通算25日配置)。

当センター医師2名は、調整本部支援のため交替で登庁(通算9日配置)。

DPAT1チーム3名(精神科医師、保健師、事務職員)を熊野町へ1日派遣。

ウ) その他 ; 学会等県外機関からの報告・講演依頼(5件)

DPAT活動の経過(概要)

日付	主な活動内容等
7月7日	・広島DPAT調整本部を広島県庁内で立ち上げ。 統括、副統括3名(県・市センター長、県立広島病院精神科部長) 広島県・市職員、DPATアドバイザー、島根県DPAT
7月10日	・県外(島根、山口)チームの支援受入
7月11日	・県内医療機関にDPAT説明会、派遣意向調査
7月13日	・県内チーム活動開始 <活動内容> ・孤立した精神科病院の転院搬送等支援 ・断水地域の精神科病院の情報収集と支援(給水・食糧)調整 ・被災地域のニーズに応じて、1日単位でDPAT派遣 ・保健医療活動連携会議(クラスターミーティング)への参加及び他チーム等との連携
8月7日	・当センターからDPATチームを熊野町へ派遣(医師、保健師、事務)
8月24日	・最終派遣 (57チーム、延194件)

(2) 広島県公衆衛生チーム

ア) 実施期間；8月6日から8月31日(15日間)

イ) 実施内容；西部保健所広島支所支へ保健師3名を交替で派遣。広島支所内での事務支援，被災者宅訪問等（海田町，熊野町，坂町）活動

(3) 心のケア電話相談（9月からは，こころのケアチームへ移行）

ア) 実施期間；7月10日～8月31日(7月は土日も実施)

イ) 実施内容；相談や情報・資料提供，期間調整など。実施件数は78件。

(4) 普及啓発

ア) 取材対応（新聞・TV・ラジオ・雑誌等）；5件

イ) 被災者支援関連リーフレットPDF作成；(6種類)

災害時のこころのケア，気軽にできるリラクゼーション，
大切な方をなくされた方へ，被災地へ支援者を派遣する職場の方へ，
被災者支援に行かれた皆様へ

ウ) 情報発信；当センターホームページへの追加掲載，保健所や市町へPDF送付

(5) 所内業務について

ア) 総務企画課

- ・センター建物の被災状況の確認。道路情報の発信。
- ・当センター周辺の交通渋滞及びJRの不通に伴い，精神医療審査会及び精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費（精神通院）審査会の開催場所を当センターから広島県庁会議室へ変更し開催。

【変更した審査会】

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費（精神通院）審査会

平成30年7月12日（第1班）

精神医療審査会

平成30年7月26日（第2合議体）

平成30年8月24日（第1合議体）

イ) 地域支援課

- ・相談及び診療は中止とし，予約患者に対して安否確認及び健康状態等の確認を行った。
- ・依存症家族教室事業は，7月は中止とし，8月は開催場所を県庁に変更し開催した。
- ・技術支援は要望に応じて内容を変更し実施した。

グリーンケア 4回

（呉市保健所，西部保健所呉支所：呉市，西部保健所広島支所：坂町，熊野町）

災害事例検討 2階（呉市保健所，東部保健所（三原市）

- ・研修会は新規及び予定を変更して、被災者支援に係る研修会を実施した。(第2章 教育研修 参照)

ウ) 生活支援課

- ・デイケアは中止とし、利用者や講師等関係者への安否確認と中止連絡を行った。
- ・交通遮断により通所が不可能な者は、デイケア通所を中断とする措置とした。
- ・徒歩等で来所可能な者を対象に、7月19日から10時30分～14時30分のショートケアを特別プログラムで実施した。8月20日からは、通常のデイケアとした。

(6) こころのケアチーム(一般社団法人広島県精神保健福祉協会に委託)への支援

ア) 開設; 9月3日から、当センター情報研修棟2階に開設

イ) 活動内容; 被災者のこころのケアの情報発信や被災者支援、支援者支援事業等

ウ) 配置; 医師1名、保健師2名、看護師1名

エ) 支援内容; 業務に係る企画運営への支援。定例ミーティング(週1回)、所長(精神科医師)カンファレンス(週1回)などの技術支援を実施した。

第2章 教育研修

地域精神保健福祉業務に携わる関係機関職員の、精神保健福祉に関する知識及び技術・資質等の向上を図り、円滑かつ効果的な連携を目的として研修を実施した。

また、ひきこもり等思春期問題や薬物依存症対策・アディクション対策、自殺対策等の課題に対応した研修や、平成30年7月豪雨災害における被災者支援に係る研修を実施した。

(平成30年度)

区分	実施回数	実施日数	延人数(実人数)
教育研修	31	31	1,277(1,277)
実習指導	2	10	10(2)
計	33	41	1,287(1,279)

1 教育研修

(平成30年度)

	テーマ	講師	月日	延人数
精神保健福祉研修	精神保健福祉研修(新任者研修)	当センター所長 佐伯真由美 当センター職員	4月18日	24
	相談対応の基礎	国立精神神経医療研究所 薬物依存研究部 診断治療 開発研究室 室長 近藤 あゆみ	10月15日	95
	支援者のメンタルヘルス	アスク・ヒューマンケア研修 相談センター 所長 水澤 都加佐	10月22日	57
思春期精神保健	思春期問題事例検討会	当センター嘱託医 河野 恵理	毎月第4 木曜日	1
	思春期の心理と精神的な課題への対応		8月23日	86
	思春期問題を抱える子ども・若者の家族支援 ビューベルファシリテーター養成研修	当センター職員	6月27日	5
依存症対策	ギャンブル依存症の理解と対応	ギャンブル依存症を考える 会 代表 田中紀子	1月21日	76
	薬物依存症の理解	国立精神神経医療研究所 薬物依存研究部 部長 松本 俊彦	12月17日	95
	薬物依存症の理解と支援	埼玉県立精神医療センター副 院長 成瀬暢也	10月5日	79
	依存症を持つ女性の支援	原宿カウンセリングセンター カウンセラー 高橋 郁絵	1月17日	43
	依存症回復プログラム「ひま～ぷ」ファ シリテーター養成研修	当センター職員	6月12日	30

	テーマ	講師	月日	延人数	
自殺対策	自殺に関連する精神疾患の理解とアセスメント	当センター所長 佐伯真由美	9月19日	17	
	自殺に関連した相談対応の基礎	当センター職員			
	災害時の自殺対策 (PFA)	兵庫県こころのケアセンター 研究主幹 PFA/SPR認定トレーナー 大澤 智子	7月26日	97	
			1月23日	51	
	災害時自殺対策 グリーンケア	アスク・ヒューマンケア研修相談 センター所長 水澤 都加佐	3月18日	32	
	修 自殺 対策 地域 研	西部地域 (西部, 西部広島)	岡山大学大学院医歯薬 助教 高田 洋介	11月12日	38
		中央地域 (西部東, 西部呉, 呉市)	熊本こころのケアセンター センター長 矢田部裕介	10月10日	90
東部地域 (東部, 東部福山, 福山市)		広島大学健康管理センター 教授 岡本 百合	12月14日	47	
精神科リ ハビリ	デイケア講師連絡研修会	当センター職員	4月11日	7	
災害に 関連した 研修	【再掲】 災害等危機的状況における支 援者の対応 (PFA)	兵庫県こころのケアセンター 研究主幹 PFA/SPR認定トレーナー 大澤 智子	7月26日	97	
			1月23日	51	
	【再掲】 災害時におけるこころのケア	熊本こころのケアセンター センター長 矢田部裕介	10月10日	90	
	【再掲】 支援者のメンタルヘルス	アスク・ヒューマンケア研修相談 センター所長 水澤 都加佐	10月22日	57	
	【再掲】 被災者の心と体を守るために	岡山大学大学院医歯薬 助教 高田 洋介	11月12日	38	
	【再掲】 災害時自殺対策 グリーンケア	アスク・ヒューマンケア研修相談 センター所長 水澤 都加佐	3月18日	32	
	【共催】 被災地支援におけるメンタルヘルス(共催)	NPO 法人メンタルレスキュー協会 メンタルレスキューシニアイン ストラクター 下園壮太	12月20日	66	
			12月21日	64	
【共催】 災害後の地域づくり	ヘルスプロモーション推進センタ ー〔オフィスいわむろ〕 代表 岩室紳也	1月30日	51		
		3月13日	49		

2 実習指導

(平成 30 年度)

依頼機関	実施日数	実人数	延人数	備考
県立広島大学 作業療法学科	2	1	2	作業療法士
県立広島大学 人間福祉学科	8	1	8	精神保健福祉士
計	10	2	10	

※ 健康福祉局受入分

第3章 普及啓発

県民や保健所・市町・関係機関に対して、精神保健福祉にかかる情報提供を目的として、平成 11 (1999) 年 6 月にホームページを開設した。

また、パンフレット等を作成し、相談者や関係機関へ配布している。

1 広島県立総合精神保健福祉センター (パレアモア広島)

- (1) <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa>
- (2) 精神保健福祉センターとは
- (3) 面接相談・家族教室, こころの電話, 精神科デイケア, 自立支援医療 (精神通院), 精神障害者保健福祉手帳, 精神医療審査会, 研修, 資料室
- (4) リンク集: 申請・手続き, 相談窓口, 関連施設

2 自殺・うつ病対策情報サイト

- (1) <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/suicide/>
- (2) 知っておいていただきたいこと
- (3) 大切な人を自死でなくされたあなたへ
- (4) リンク集: ゲートキーパー, 資料, パンフレット, 社会資源, こころの健康情報

第4章 調査研究

地域における精神保健福祉活動の推進あるいは精神障害者の社会復帰促進等に寄与するため、調査研究を実施し、関係機関へ情報提供している。

1 うつ病に引きこもり対応を加えた「リカバリーコース」の取組み

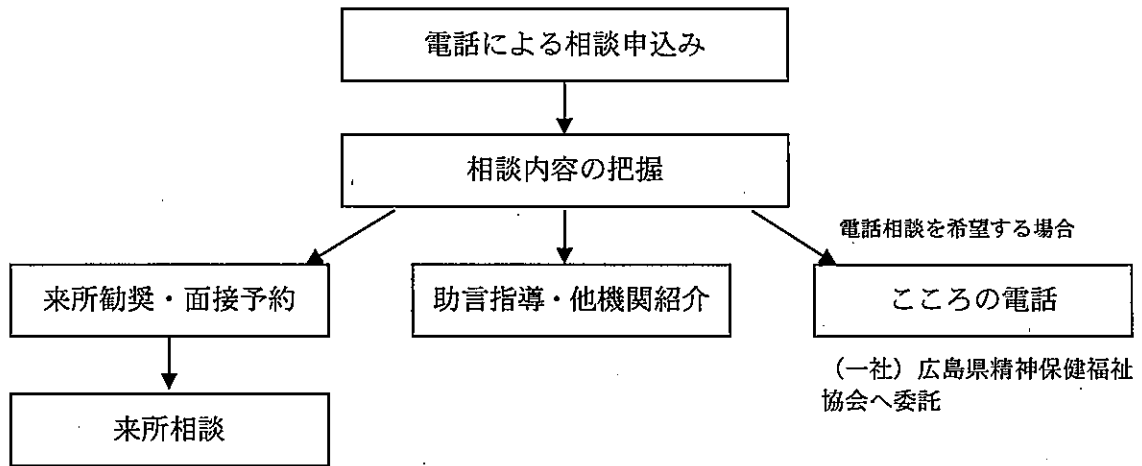
広島県立総合精神保健福祉センター ○坪井陽子, 大西久美子, 横川洋子
井居美幸, 撰香織, 佐伯真由美

※ 発表：第54回全国精神保健福祉センター研究協議会（福島県）

第5章 相談指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導のうち、複雑又は困難な事例を中心に、面接等により個別相談に応じるとともに、必要な事例については診察や家族教室など集団指導を実施している。

1 当センターの相談指導のながれ



2 面接相談

(1) 相談件数 (平成 30 年度)

相談指導		(再掲) 訪問指導		(再掲) 新規
実件数	延件数	実件数	延件数	実件数
383	3,362	11	43	121

(2) 新規相談の受付経路 (実件数) (平成 30 年度)

計	保健所	市町村	医療機関	その他
121	2	6	23	90

(3) 相談種別 (平成 30 年度)

延件数	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他
3,362	20	950	16	526	128	426	282	17	1	996

(再掲)	ひきこもり	発達障害	自殺	関連 自死遺族	犯罪被害	災害
	578	933	279	(39)	6	16

(4) 相談者の年代別状況 (実件数) (平成 30 年度)

計	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	不明
383	5	63	85	71	71	47	13	22	6

(5) 受診者の診断別分類 (診察件数 175 件/実件数 383 件) (平成 30 年度)

ICD-10 による診断	デイ含む
症状性を含む器質性精神障害 (F00～09)	1
精神作用物質による精神および行動の障害 (F10～19)	2
統合失調症, 分裂病型障害および妄想性障害 (F20～29)	9
気分 (感情) 障害 (F30～39)	26
神経症性障害, ストレス関連障害および身体表現性障害 (F40～48)	46
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群 (F50～59)	2
成人の人格および行動の障害 (F60～69)	3
精神遅滞 (F70～79)	3
心理的発達の障害 (F80～89)	72
小児期・青年期に通常発症する行動・情緒の障害・特定不能の精神障害 (F90～99)	8
その他, 診断保留	3
計	175

3 電話相談

(平成 30 年度)

内 容	延件数	内 容	延件数
児童の発達・発育上の問題	5	ギャンブル	38
不登校	16	その他の依存	24
家庭内暴力	1	性についての悩み	13
非行・反社会的問題	1	認知症等に関すること	1
ひきこもりについて	59	高次脳機能障害に関すること	3
児童虐待	2	発達障害に関すること	25
配偶者暴力	1	精神障害の心配・診断	21
その他の家庭内の問題	49	精神障害の治療に関すること	44
近隣とのトラブルについて	5	社会復帰に関すること	93
心気症及び心気症的な悩み	7	デイケアに関すること	449
うつに関すること	42	精神障害者への関わり方	8
自殺に関すること	30	職場についての悩み	14
対人関係についての悩み	10	経済・福祉・法律に関すること	23
摂食行動に関すること	3	犯罪被害に関すること	4
てんかん	1	災害	74
飲酒に関する問題	19	その他 (退院・処遇に関すること, ほか)	416
薬物依存	339	計	1,840

4 こころの健康づくり相談事業

平成3(1991)年4月から、「こころの電話相談」として、こころの健康づくりに関する相談を、(一社)広島県精神保健福祉協会に委託実施している。専用ダイヤル 082-892-9090

(1) 開設日時

月・水・金曜日(休・祝日を除く)の9時~16時30分(12時~13時を除く)

(2) 相談内容

(平成30年度)

内 容	延件数	内 容	延件数
児童の発達・発育上の問題	2	ギャンブル	42
不登校	5	その他の依存	1
家庭内暴力	3	性についての悩み	1
非行・反社会的問題	1	認知症等に関する事	0
ひきこもりについて	6	高次脳機能障害に関する事	7
児童虐待	0	発達障害に関する事	14
配偶者暴力	1	精神障害の心配・診断	2
その他の家庭内の問題	130	精神障害の治療に関する事	136
近隣とのトラブルについて	6	社会復帰に関する事	20
心気症及び心気症的な悩み	91	デイケアに関する事	2
うつに関する事	82	精神障害者への関わり方	8
自殺に関する事	25	職場についての悩み	38
対人関係についての悩み	136	経済・福祉・法律に関する事	14
摂食行動に関する事	0	犯罪被害に関する事	1
てんかん	7	災害	6
飲酒に関する問題	0	その他	548
薬物依存	3	合 計	1,338

第6章 精神医療審査会・自立支援医療受給者証 (精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳

1 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたものである。

精神医療審査会の業務としては、①精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査、並びに②精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院請求または処遇改善請求に係る審査を行っている。

区 分		平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	
開 催 回 数		24	24	24	24	24	
退 院 請 求	審査件数	27	28	21	14	14	
	審査結果	現入院形態適当	26	26	19	14	13
		他入院形態適当	0	2	2	0	1
		入院継続不要	0	0	0	0	0
	審査継続	1	0	0	0	0	
処 遇 改 善 請 求	審査件数	2	2	1	1	1	
	審査結果	現処遇適当	2	2	1	1	1
		現処遇不適当	0	0	0	0	
定 期 病 状 報 告 等	医療保護入院者入院届		2,156	2,269	2,326	2,435	2,436
	審査結果	現入院形態適当	2,156	2,269	2,326	2,435	2,436
		他入院形態適当	0	0	0	0	0
		入院継続不要	0	0	0	0	0
	医療保護入院者 定期病状報告書		1,598	1,654	1,646	1,619	1,603
	審査結果	現入院形態適当	1,598	1,654	1,646	1,619	1,603
		他入院形態適当	0	0	0	0	0
		入院継続不要	0	0	0	0	0
	措置入院者定期病状報告書		71	77	85	68	75
	審査結果	現入院形態適当	71	77	85	68	75
他入院形態適当		0	0	0	0	0	
入院継続不要		0	0	0	0	0	
計		3,825	4,000	4,057	4,122	4,114	

2 自立支援医療受給者証（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳

在宅精神障害者の治療の確保を容易にするための通院医療費公費負担制度は、平成 18 (2006) 年 4 月から障害者自立支援法に基づく自立支援医療費（精神通院）制度として再編成された。（平成 25 (2013) 年 4 月からは障害者総合支援法に改称）

一方、精神障害者保健福祉手帳の制度は、一定の精神障害の状態にあることを認定して手帳を交付することにより、交付を受けた人が、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

申請件数は増加傾向にあり、平成 30 年度の自立支援医療費（精神通院）の承認件数は、前年度に比べて 2,563 件 (9.7%) 増加した。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（広島市分を含まない）は、前年度末に比べて 754 人 (4.5%) 増加した。

(1) 自立支援医療（精神通院）承認状況

※ 広島市分を含まない。

区 分	申請件数	承認件数	不承認件数
平成 25 (2013) 年度	22,070	22,066	4
平成 26 (2014) 年度	23,201	23,193	8
平成 27 (2015) 年度	24,057	24,054	3
平成 28 (2016) 年度	25,675	25,673	2
平成 29 (2017) 年度	26,523	26,519	4
平成 30 (2018) 年度	29,086	29,081	5

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計	
平成 24 年度 (2012)	広島県	1,220	8,940	2,676	12,836
	広島市	1,434	7,842	1,995	11,271
	計	2,654	16,782	4,671	24,107
平成 25 年度 (2013)	広島県	1,243	9,224	3,061	13,528
	広島市	1,350	8,060	2,463	11,873
	計	2,593	17,284	5,524	25,401
平成 26 年度 (2014)	広島県	1,181	9,772	3,257	14,210
	広島市	1,329	8,468	2,791	12,768
	計	2,510	18,240	6,228	26,978
平成 27 年度 (2015)	広島県	1,142	9,995	3,551	14,688
	広島市	1,350	8,725	3,269	13,344
	計	2,492	18,720	6,820	28,032
平成 28 年度 (2016)	広島県	1,164	10,556	4,219	15,939
	広島市	1,351	9,330	3,500	14,181
	計	2,515	19,886	7,719	30,120
平成 29 年度 (2017)	広島県	1,115	10,814	4,708	16,637
	広島市	1,317	9,869	3,800	14,986
	計	2,432	20,683	8,508	31,623
平成 30 年度 (2018)	広島県	1,047	11,125	5,219	17,391
	広島市	1,358	10,454	4,124	15,936
	計	2,405	21,579	9,343	33,327

第7章 自殺対策事業

平成18(2006)年10月の自殺対策基本法の施行後、本県では、平成21(2009)年度に「広島県自殺対策推進計画」を、平成27(2015)年度には第2次計画を策定して取り組んでいる。

当センターでは、相談事業や支援者の人材育成等を実施している。また、自死遺族支援として“わかちあいのつどい”や県内で自主活動をしている団体の相互連携を深めるため連絡会を開催している。

そのほか、広島県自殺対策センターの機能を持ち、健康福祉局健康対策課と連携して、事業を実施している。

なお、技術指導・技術援助、教育研修については、第1～2章を参照。

1 相談事業

(平成30年度)

	自殺関連		(再掲)自死遺族	
	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延数(実数)	279(124)	82	39(12)	18

2 自死遺族支援

(1) 自死遺族の分かち合いのつどい

自死により大切な人を亡くした人が、安心してその思いを語り合える場の提供を目的として、自死遺族の分かち合いのつどいを開催した。

<広島わかちあいのつどい「忘れな草」>

日時 原則、偶数月第4金曜日 13:30～15:30
会場 東広島市市民文化センター
参加者 延べ31人(実11人)

(2) 自死遺族支援団体連絡会

県内で、自死遺族の分かち合いのつどいを開催している行政機関や民間団体が、相互に連携をしていける関係づくりを目指し、平成25(2013)年度から「広島県自死遺族支援団体連絡会」を開催した。

<自死遺族支援団体連絡会>

対象 県内で自死遺族の分かち合いのつどいを開催している8団体
開催 年1回

3 自殺対策推進センター事業

地域における自殺対策活動を支援するため、平成 24（2012）年度から平成 27（2015）年度までは自殺対策情報センターの機能を持ち、平成 28（2016）年度からは自殺対策推進センターの機能を持って、健康福祉局健康対策課と連携して、次のとおり事業を実施している。

（平成 30 年度）

区 分	活 動 内 容
情報収集	国の自殺対策データの収集・提供，ホームページ等による啓発
相談支援	自殺対策相談支援事業の実施
連絡調整	連絡調整会議の実施，自殺対策協議会への出席・助言
人材育成	地域における関係機関の職員を対象とした研修
自殺未遂者 自死遺族等	地域支援事例検討会 自死遺族支援（つどいの開催），自死遺族関連団体の情報交換会

第8章 思春期精神保健事業（ひきこもり対策事業等）

思春期は心身の急激な成長過程にあり、社会の多様化と相まって、精神保健上の課題をもつ場合も多く、当センターでは、相談事業や支援者の人材育成等を実施している。

また、対人関係の問題から、就学や就労など社会的活動を行わない、いわゆる「ひきこもり」の増加は、近年深刻な社会問題となっていることから、家族教室や保健所への技術支援等に取り組んでいる。

なお、技術指導・技術援助、教育研修については、第1～2章を参照。

1 相談事業

(平成30年度)

	思春期相談*		ひきこもり相談*	
	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延件数	426 (56)	68	578 (60)	122

* 思春期相談（10代が対象）。ひきこもり相談は、思春期相談との重複あり。

2 家族教室

(1) ひきこもり家族支援グループ（あしたの会）

当センターでひきこもりに関する家族面接を継続している人を対象として、心理教育的なプログラムを提供するとともに、他の家族との交流により社会的孤立を防ぎ、家族機能を高めることを目的として開催した。

(平成30年度)

回数	延数(実数)	備考
月1回 (全8回)	73 (20)	・フリーディスカッション、家族講座〔(2)参照〕など

※4月、8月、12月を除く。なお、7月については平成30年7月豪雨のため中止とした。

(2) 家族講座（あしたの会）※再掲

ひきこもり家族支援グループ（あしたの会）全8回のうち3回を、家族がひきこもりに関する基礎知識や家族内のコミュニケーションについて理解を深めるための家族講座を開催した。

(平成30年度)

回数	延数(実数)	備考
全3回 (年3回)	36 (19)	・医師によるミニ講義、体験者等の交流会 など

※1月、2月、3月で開催

第9章 地域依存症対策事業

近年、薬物依存関連問題については、低年齢化や広範囲化など深刻な社会問題となっていることから、当センターでは、平成 11（1999）年度から薬物相談を開始し、家族教室や家族のつどい、支援者の人材育成等を実施している。

平成 22（2010）年度からは、薬物再乱用防止を目的に当事者教育を継続実施し、平成 25（2013）年度からは、回復プログラムの導入支援等を実施している。

また、アディクション等についても相談事業や支援者の人材育成等を実施している。

なお、技術指導・技術援助、教育研修については、第 1～2 章を参照。

1 相談事業

(1) 相談件数

(平成 30 年度)

	医 師 (相談・診療)	薬物相談		アルコール相談		ギャンブル相談	
		面接相談	電話相談	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延件数	54	526	334	16	22	128	44

(2) 薬物相談

(平成 30 年度)

会 場		開 催 日
当センター	専門医	毎月第 1 木曜日 15:00～17:00
	相談員	随時
東部会場（県福山庁舎）		毎月第 3 金曜日
西部会場（県庁）		毎月第 4 火曜日

2 薬物依存症対策

(1) 家族教室

家族を対象とした心理教育プログラムを活用して、病気の理解や本人への対応方法等を学ぶ。また、利用可能な社会資源等の情報を得るとともに、家族自身が安心して話せる場・同じ問題をもつ仲間との交流の場の確保を目的として実施している。

(平成 30 年度)

会 場	開 催	参加者
当センター	毎月第 3 木曜日（年 12 回）	延 152 人（27 家族）
東部会場（県福山庁舎）	毎月第 3 金曜日（年 12 回）	延 56 人（17 家族）

(2) 当事者教育

薬物依存症の当事者を対象に、当センターの薬物依存症認知行動療法プログラム

“HIMARPP（ひま～ぶ）”を活用した回復支援を継続実施している。

(平成 30 年度)

会 場	開 催	参加者
当センター	毎月第3木曜日	延 26 人 (実 6 人)
東部会場 (県福山庁舎)	毎月第3金曜日	延 15 人 (実 3 人)
西部会場 (県庁)	毎月第4火曜日	延 41 人 (実 16 人)
更生保護施設	全 9 回	延 34 人 (実 17 人)
少年更生施設 ①	全 1 回	延 1 人 (実 1 人)
少年更生施設 ②	全 10 回	延 34 人 (実 7 人)

(3) 回復プログラムの導入支援

薬物依存症回復プログラムを実施するにあたり、支援を希望する関係機関に対して導入支援を実施している。

(平成 30 年度)

関係機関	支援内容
更生保護施設	計 9 回のプログラム実施協力
少年更生施設 ①	当事者教育後のフォローアップについて助言
少年更生施設 ②	計 10 回の実施協力及び職員への助言

3 ギャンブル依存症対策

ギャンブル依存症に悩む家族を対象に、心理教育プログラムのワークブック等を使用し、対応力の向上や家族の回復支援を目的とした家族教室を試行的に実施した。

会 場/対 象	開 催	参加者
当センター	家族	延 34 人 (実 10 人)
	当事者	延 21 人 (実 3 人)

4 その他

関係機関との連携として、国及び都道府県など公的機関及び自助グループ等が実施する会議等へ参加し、活動を支援した。

第10章 デイケア

【総括】

当センターの精神科デイケアは、社会保険診療精神科デイケア施設基準に基づく施設である。回復途上にある精神障害者等の社会復帰を促進するため、青年期コースとうつ及び社会不安症等を対象とするリカバリーコースの2コースを運営している。

両コースとも、「居心地のよい雰囲気であること」「通所者の主体性を重視し、引き出すこと」「社会適応できる力を身に付けること」を基本方針として実施している。

また、デイケアを補完する事業として、家族教室を開催し、家族支援を行うとともに、デイケア終了者にOB会を開催し、問題の再発防止や相互の支え合いの場を提供している。

平成30年7月豪雨災害のため、7月9日～7月13日までデイケアは中止し、7月19日から8月10日まで特別プログラムでショートケア（10：30-14：30）を実施した。

なお、豪雨災害の影響により、7月下旬に予定していた精神科リハビリテーション研修及び職場実習プログラムをとりやめ、7月の家族教室及び8月のOB会の開催を見送った。

1 デイケア

(1) 内容

ア 実施デイケアと定員及び対象

デイケア名／利用期間	定員	対 象	
青年期コース (最長3年)	35人	概ね 15～30歳	精神疾患等により、社会生活に課題を有し、集団生活を通じて社会的な体験を積みたい方
(ウォーミングアップグループ)	—		集団に入ることが難しく、よりきめ細かな個別のサポートを要する方
(プチロン)	—	概ね 15～55歳	社会不安障害やコミュニケーション困難など、対人関係上の不安や難しさを抱える方
リカバリーコース (最長2年)	15人	概ね 25～55歳	うつ状態や社会不安症などで、復職や自立的な生活等を目指している方
	計50人		

イ 通所期間

- ・青年期コース 原則最長3年（6期）
- ・リカバリーコース 最長2年（4期）
- ・6か月を1期とし、センター所長が必要と認めた時は更新できる。

ウ 実施日及び時間

- ・青年期コース 月・木・金曜日（週3日）
- ・リカバリーコース 月・火・木・金曜日（週4日）※火曜日は認知行動療法セミナー実施時のみ
- ・各コース9時00分～16時00分

エ プログラムの構成

プログラムの種別	内 容
グループプログラム	①活動内容を話し合いで決定。利用者が企画委員となり活動を進行。 グループ全体活動
	②外部講師がサポートするグループ全体活動（料理，リハビリコースの講師プログラム等）
	③主にスタッフが進行するグループ全体活動（セミナー，スポーツ系プログラム等）
選択プログラム (青年期コースのみ)	2～3のプログラムから選択して参加するプログラム
職場実習プログラム	特別養護老人ホームにおけるベッドメイキング
行事プログラム	バスハイク，クリスマス会

オ 週間プログラム

○選択プログラム ※講師プログラム ()の数字は第()週

時間	月曜日		火曜日	木曜日		金曜日	
9:00	朝 の つ ど い						
10:00	青年期 コース	リハビリ コース	/	青年期 コース	リハビリ コース	青年期 コース	リハビリ コース
	グループ 活動	グループ 活動		(1,3)料理又は 料理話し合い※ (2)スポーツ系 (4)セミナー	(1,3)料理又は 料理話し合い※ (2,4)セミナー	○SST ○園芸※	復職 プログラム (職場実習)
12:00	昼 食						
13:00	面接・ミーティング等			面接・ミーティング等			
13:30	青年期 コース	リハビリ コース		リハビリ コース	青年期 コース	リハビリ コース	
	○手芸※ ○音楽※ ○書道※	(1)作業※ (2)陶芸※ (4)書道※ (3,5)グループ 活動	(認知行動 療法) ※実施時のみ	○絵画※ ○作業※ ○健康教室※	健康教室※	グループ 活動 (ウォーミン グアップグ ループ活動)	復職 プログラム
15:30	片 付 け ・ 掃 除						
15:40	夕 の つ ど い						
16:00							

(2) 利用者の状況

ア 利用者数

区 分	内 容
登録実利用者数	42人
(男)	(30人)
(女)	(12人)
実施日数 (a)	138日
延べ利用者数 (b)	2,019人
1日平均利用者数 (b/a)	14.6人
平成30(2018)年度末現在登録者数	27人

イ 各グループ参加状況

グループ名	実施日数(日)	延人数(人)	1日平均(人)
青年期コース	127	1,053	8.3
(再掲)ウォーミングアップグループ	(28)	(28)	(1.0)
リカバリーコース	138	966	7.0
計	—	2,019	—

ウ 年齢別(登録時または年度初め更新時の年齢)

単位：人

	青年期	リカバリー	計
19歳以下	7	—	7
20～29歳	11	1	12
30～39歳	4	7	11
40～49歳	—	7	7
50歳以上	—	5	5
計	22	20	42

エ 診断名(主たる診断名)別利用者数

単位：人，%

診断名	青年期	リカバリー	計(割合)
統合失調症	3	—	3 (7.1)
うつ病, うつ状態	2	12	14 (33.4)
その他の感情障害	1	2	3 (7.1)
社会不安障害	5	2	7 (16.7)
強迫性障害	—	1	1 (2.4)
広汎性発達障害	9	1	10 (23.8)
パーソナリティ障害	2	1	3 (7.1)
その他	—	1	1 (2.4)
計	22	20	42 (100.0)

オ デイケア相談件数

単位：人

相談	見学	体験利用	新規登録
52	25	15	9

(3) 退所者の転帰状況

単位：人

区分	青年期	リカバリー	総数
就労(含A型事業所)・復職	2	4	6
大学・専門学校・職業能力開発校等へ入学又は復学	3	—	3
就労移行支援事業所等就労活動	1	1	2
B型事業所・他デイケア等通所	1	—	1
家庭に適応	—	1	1
中断(病状悪化, 意欲低下等)	1	1	2
総数	8	7	15

(4) プログラム実施状況

ア 青年期コース

利用者は、概して社会経験が少なく、集団活動や対人交流に苦手意識を持つ人が多い。このため、同世代との交流を求める若者を広く受け入れて、それらの課題を抱える若者に対し治療的環境を提供し、社会生活への適応能力を学習・訓練できるように支援している。

また、10人程度の集団活動への参加が困難な利用者に対しては、小人数からなる「ウォーミングアップグループ」を実施し、徐々により大人数の集団活動に移行することができるよう支援している。

プログラム	延回数(回)	延人数(人)	1回平均(人)
グループ活動	90	506	5.6
セミナー	9	42	4.7
スポーツ系プログラム	7	29	4.1
S S T (社会生活技能訓練)	39	136	3.5
園 芸	39	107	2.7
手 芸	37	168	4.5
音 楽	36	50	1.4
書 道	36	100	2.8
絵 画	39	152	3.9
作 業	40	176	4.4
料理話合い及び料理	22	100	4.5
健康教室(ヨガ) ※	40	2 (272)	0.1 (6.8)
ウォーミングアップグループ活動	28	28	1.0
バスハイク	1	10	—
クリスマス会	1	8	—

※はリカバリーコースと合同。()は、青年期、リカバリーコース合同人数

イ リカバリーコース

平成20(2008)年度から、うつ病の病状回復と社会復帰支援を目的に「うつ病デイケア」を行ってきた。平成29(2017)年度より「リカバリーコース」と改定し、引きこもり者の社会適応の向上、再就職や転職等、より広く個別の課題に対応した支援を行っている。

内容は、未だ活動性が低い段階の通所者がプログラムを楽しんだり、これまでの生活を見直したりしながら、生活リズムを整え、活動性を上げていくプログラムとなっている。

なお、平成20(2008)年度から、集団認知行動療法を取り入れている。

プログラム	延回数(回)	延人数(人)	1回平均(人)
グループ活動	59	472	8.0
認知行動療法	11	33	3.0
セミナー	21	163	7.8
料理話合い及び料理	23	189	8.2
作 業	10	79	7.9
陶 芸	9	75	8.3
書 道	8	67	8.4
復職プログラム	80	219	2.7
健康教室(ヨガ) ※	40	270 (272)	6.8 (6.8)

※は青年期コースと合同または参加。()は、青年期、リカバリーコース合同人数

2 家族教室

(1) 青年期コース家族のつどい

- ア 目的 ①病気についての正しい知識、情報を提供する。
②家族としての適切な対処技能の向上を図る。
③家族同士の相互の支え合いを促進する。
- イ 対象者 当センターの青年期コース通所者の家族
- ウ 実施日時 5月～2月（8月は除く）の毎月第2水曜日 13時30分～15時00分
（7月は豪雨災害のため中止）
- エ 運営とプログラム内容
- ・次の2つのグループに分かれて開催
 - ・**Aグループ**：主に参加1～2年目の家族が対象 仲間作り
内容：病気や家族対応に関する基本的知識や情報提供
 - ・**Bグループ**：2年目以降の家族が対象 相互の支え合いの促進
内容：問題解決技法による対処技能の向上
 - ・**共通プログラム**：施設見学，社会資源制度，メンバー合同イベント，リラクセーション等
- オ 参加人数

延回数（回）	実人数（人）	延人数（人）	1回平均（人）
8回	13	52	6.5

(2) リハビリコース家族懇談会

- ア 目的 ①家族が，うつ病等の疾患について正しい知識を習得する。
②家族として，適切な対処技能を身に付ける。
③家族同士の相互の支え合いを促進する。
- イ 対象者 リハビリコース通所者の家族
- ウ 実施日時 奇数月 第2水曜日 13時30分～15時00分
（7月は豪雨災害のため中止）
- エ プログラム内容
近況報告，デイケアの説明や活動の報告，医師を交えて意見・情報交換，茶話会等
- オ 参加人数

延回数（回）	実人数（人）	延人数（人）	1回平均（人）
5	6	17	3.4

3 OB会

(1) デイケアOB会

- ア 目的 デイケア終了者のアフターケアとしての生活支援を行う。
- イ 対象者 デイケア終了者等で参加が適当と認められる者

ウ 開催日 毎月第1水曜日 13時00分～15時00分
(8月は豪雨災害による交通事情等のため中止)

エ 活動内容

スポーツ, カードゲーム, 楽器演奏, 麻雀, ダンス, 談話 (日常生活の情報交換や近況報告) 等

オ 参加人数

延回数 (回)	実人数 (人)	延人数 (人)	1回平均 (人)
11	24	148	13.5

(2) リカバリーコースOB会

ア 目的 リカバリーコース終了者の仲間づくり, 情報交換の場を提供する。

イ 対象者 リカバリーコース終了者で参加が適当と認められる者

ウ 開催日 年2回 13時00分～15時30分

エ プログラム内容

茶話会

オ 参加人数

延回数 (回)	実人数 (人)	延人数 (人)	1回平均 (人)
2	12	16	8